

飯能木質バイオマスエネルギー協議会 情報管理規則

(機密保持の誓約及び制限)

第1条 飯能木質バイオマスエネルギー協議会（以下、当協議会と約す）の会員は、当協議会の活動において扱う個人情報や事業遂行上の情報に関して、事業遂行の妨げや、情報源の当事者や第三者に及ぼす影響のある内容、当協議会役員会・部会等が会外秘と定めた内容など、当協議会活動により知り得た情報を許可なく、開示、漏洩または当協議会の活動目的以外で使用しないこと。

2. 当協議会の個人会員が別の所属企業・団体活動に使用許可を得るには、その企業または団体が原則当協議会の法人会員であることを第一条件とし、第二条件として当協議会の役員会において、情報の使用許可を文書で申請して得なくてはならない。

(機密の報告及び帰属)

第2条 機密情報について、その創出または得喪に関わった際は、直ちに当協議会会長および事務局長に報告しなければならない。

2. 機密情報については、会員がその機密の形成、創出に関わった場合でも、当協議会の活動上作成したものであることを認識し、当該機密の帰属が当協議会にあることを認識していかなければならない。

(退任・退会後の機密保持)

第3条 当協議会の活動遂行中に知り得た機密情報については、当協議会を退任・退会した後も、他者への開示、漏洩、若しくは使用しないこととする。

(罰則)

第4条 飯能木質バイオマスエネルギー協議会の会員がこの規則に反する行為を行った場合は、会員資格を剥奪すると同時に、被害相当の弁償を負うこととする。

2. 退任・退会した後の会員がこの規定に反する行為を行った場合は、被害相当の弁償を負うこととする。また、再び会員になることが出来ない。

3. 罰則処分の決定は役員会が審議し、決定するものとする。

[付則]

この規約

は第2回定時総会の開催された平成31年4月14日から施行する。